

中間とりまとめ 主な事項

中間とりまとめ 主な事項①

(1) マイナンバーカードの特急発行・交付の仕組みの創設等について

- **新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者を対象に、長くても10日間程度**でカードを取得することができる仕組みを創設し、**2024年秋までにサービスを開始**する。
- 特急発行の対象枚数の拡大や取得日数のさらなる短縮など、さらなる改善策を検討中。

(2) マイナンバーカードの代理交付・申請補助等について

- **役所に出向くことが困難な方が、その理由を示す疎明資料の対象範囲を拡充・明確化し、より柔軟に、代理交付の仕組みを活用**することができるよう、本年度中を目途に自治体向けの事務処理要領を改訂する。
- **来年度、施設職員や支援団体等に、申請・代理交付等の支援の協力を要請**する。その際、本来業務に配慮したマニュアルを作成・普及するとともに、申請のとりまとめや代理での受け取り等に対する**助成**を行う。
- **知的障害者など暗証番号の設定に困難を抱える申請者に対しては、顔認証による使用を前提としつつ、代理人に不要な負荷をかけないためにも、暗証番号の取扱いについて検討**する。また、**写真の撮影ルールについても、障害等の事情に応じ柔軟に対応**することを本年度中に改めて周知する。

中間とりまとめ 主な事項②

(3) 市町村によるマイナンバーカードの申請受付・交付体制強化の対応

- ・ 介護福祉施設等の高齢者が利用しやすい場所や保険証を活用する現場である医療機関等での出張申請を本年度から推進する。
- ・ 来年度、施設等に出張申請受け入れの協力を要請し、希望する施設等の情報をとりまとめ市町村に提供する。
- ・ 上記に加え、市町村が指定した郵便局で、市町村とオンラインでつなぎ、マイナンバーカードの交付申請と市町村による本人確認を行えるようにし、発行されたカードを郵送で住民に届けられるようにする。

法改正事項

(4) 健康保険証廃止後の資格確認の取扱いについて

- ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする。
- ・ マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書を提供することとする。

法改正事項

(具体例)

- ・ マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
- ・ マイナンバーカードを取得していない等の者
- ・ ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合 など
- ・ 資格確認書は、本人の申請に基づき書面又は電磁的方法により、保険者より速やかに提供する。
- ・ 現行の発行済み保険証については、一定期間有効とみなすことを検討。

中間とりまとめ 主な事項③

(5) 保険者の資格情報入力のタイムラグ等への対応

- オンライン資格確認等システムについて、**保険者の迅速かつ正確なデータ登録が確保される方策**（例：資格取得からデータ登録まで原則10日以内、資格取得届への個人番号等の記載徹底等）を検討する。

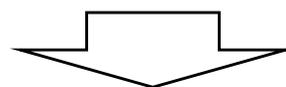
(6) 第三者によるマイナンバーカードの取扱いについて

- 医療機関等の受診時にマイナンバーカードを第三者に預けることや、施設入所者のマイナンバーカードの管理の在り方などについて、**取扱いの留意点等を整理した上で周知し、安心して管理することができる環境づくりを推進する。**

中間とりまとめ 主な事項④

(7) 乳幼児のマイナンバーカードについて

- 出生後速やかにカードを交付することができるよう、**出生届の提出にあわせて申請を行うことができるようにし、特急発行の対象とする。**
- **なお、1歳未満でカードを申請する場合には、顔写真がないカードを交付することとする。** 法改正事項
(有効期間は5歳の誕生日まで)



- 中間とりまとめで具体化に至らなかった事項については、最終とりまとめに反映できるよう検討する。